

企画セッション：石川栄耀の戦災復興計画を巡る人物論について*

The Human Stories around the World War 2 Rehabilitation Plans of Hideaki ISHIKAWA

大沢昌玄**、伊東孝祐***

By Masaharu OOSAWA, Kousuke ITOH

概要

戦災復興事業の一応の収束を迎えた 1960(昭和 35)年に実施された全国戦災復興祭から、2010(平成 22)年で 50 年を迎えた。第 31 回土木史研究発表会を早稲田大学にて開催するに当たり、東京の戦災復興計画立案の中心を担った石川栄耀が東京都退職後早稲田大学教授に就任し早稲田大学との関係が深いこと、そして東京の基礎を築いた戦災復興事業の一応の収束から 50 年の節目を迎え、先人が築き我々に継承した都市基盤を今一度再認識する上で、土木史研究委員会では「石川栄耀の戦災復興計画を巡る人物論」と題するセッションを企画した。本稿は、石川栄耀とそれを巡る人物論についての集中議論の前段として、戦災復興事業の概要と復興事業に携わった主要人物について紹介したものである。

1. はじめに

戦災復興事業は、1946(昭和 21)年に制定された特別都市計画法のもとに、戦災復興都市として指定された全国 115 都市(当時、未実施 3 都市を含む)で執り行われ、1959(昭和 34)年度に一応収束⁽¹⁾、1960(昭和 35)年 12 月に「全国戦災復興祭」が東京で執り行われ、2010(平成 22)年は全国戦災復興祭から 50 年を迎えた。

また、関東大震災からの復興事業の収束を記念し、震災から 7 年後の 1930(昭和 5)年 3 月に実施された帝都復興祭から、2010(平成 22)年で 80 年を迎えた。このように、2010(平成 22)年は、日本の都市計画に大きな影響を与えた 2 つの復興事業の大きな節目の年でもあった。

各都市で行われた戦災復興事業により、現在の都市基盤の骨格が形成され、その後の高度成長の基礎を築いた。しかしながら、都市の拡大や急激なモータリゼーションの進展などにより、当時の計画が現在のニーズに即さない状況も見られるようになってきた。また、戦災復興事業に関与した技術者は極めて少なくなり、人々の記憶から消えつつあることも否めず、戦災復興事業を再確認する必要がある。

石川栄耀は東京の戦災復興事業で重要な役割を果たした人物の一人で、東京都退職後、早稲田大学教授に就任して都市計画の講座を持ち、早稲田大学との関係が深い。

今回、第 31 回土木史研究発表会を早稲田大学にて開催するに当たり、今日の諸都市の基礎を築いた戦災復興事業

の一応の収束から 50 年の節目を迎え、先人が築き我々に継承した都市基盤を今一度再認識する上で、土木史研究委員会では「石川栄耀の戦災復興計画を巡る人物論」と題するセッションを企画した。

本稿では、石川栄耀とそれを巡る人物論についての集中議論の前段として、戦災復興事業の概要と戦災復興事業に携わった主要人物について紹介する。

2. 戦災復興事業の概要と人物⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(1) 事業の概要

終戦直後である 1945(昭和 20)年 8 月から、一応の事業収束を向かえた 1959(昭和 35)年までの主な変遷を表-1 に示す。1945(昭和 20)年 8 月、64,424ha が罹災し都市機能は失われた。戦災復興を行う内閣総理大臣の直属の組織として戦災復興院(後の建設省)が 1945(昭和 20)年 11 月に設立されたが、実際には、終戦以前から国レベルでも地方レベル(東京都など)でも復興計画立案作業は進められていたという。1945(昭和 20)年 12 月 30 日に「戦災地復興計画基本方針」が閣議決定され、この方針に基づき、計画立案と事業の推進が図られることになった。その実行法制として、1946(昭和 21)年 9 月に特別都市計画法が制定され、罹災都市 215 のうち、被害の大きかった 115 都市が戦災復興都市として指定された。そのうち、群馬県伊勢崎市、和歌山県田辺市、鹿児島県東市来町の 3 都市は事業化に至らず、112 都市 65,476ha の復興を目的とした戦災復興土地区画整理事業が計画された。

関東大震災の復興でも旧特別都市計画法⁽²⁾が制定され土地区画整理事業が実施された。しかし、戦災復興では当初 1 割以上の減少率に対して土地補償金(現在の土地区画

*keyword：石川栄耀、戦災復興事業

**正会員 博士(工学) 日本大学理工学部土木工学科
(〒101-8308 千代田区神田駿河台 1-8)

***正会員 博士(都市科学)

整理法の減価補償金の前身)を交付していたが、旧特別都市計画法では減歩率1割5分以上に対して土地補償金が交付されていたという違いがある。また、直接事業を実施する体制も大きく異なり、震災復興では国(当時の内務省)も土地区画整理事業施行者として事業を行ったが、震災復興では国は施行者とならなかった。

その後、ドッチラインによる経済安定9原則に基づき、震災復興事業も再検討することとなり、事業区域の縮小や整備水準の見直しなどが行われ、当初の計画を大幅に変更せざるを得ない都市が続出した。その事業再検討の最終年度である昭和30年度が近づいても事業収束の目処が立たない都市が続出したため、震災復興事業の収束について再度建設省内で議論をし、1955(昭和30)年7月に事業費の追加を行った上で、昭和30年度より3箇年、大都市は4箇年で事業を収束させることとした。その最終年度を迎える1959(昭和34)年、震災復興祭実施の気運が持ち上がり始め、翌1960(昭和35)年12月に「全国震災復興祭」が行われ、震災復興事業の1つの区切りとされた。

なお、上記の震災復興事業概要の中には、沖縄の震災復興は含まれていない。沖縄では焦土と化した都市復興として、宜野湾市やゴザ市の地域の一部では交換分合をして整備した地区もあったが、震災復興事業の名称としては、那覇第一地区土地区画整理事業であった⁴⁾⁵⁾。1952(昭和27)年、接收解除を受けた土地を中心に、那覇市条例(那覇市都市計画法、那覇市市街地建築物制限条例)に基づいて土地区画整理事業が実施された。その後、都市計画法(1953(昭和28)年8月立法第34号)等関連建設関係法の立法制定に伴い、新たに接收解除を受けた地域を含めて220ha(その後区域拡大に伴い223ha)の震災復興土地区画整理事業が、琉球政府行政主席の認可を受けている。

(2) 震災復興事業の主要人物

震災復興事業の計画設計の方針は、震災復興院(その後の建設院、建設省)の町田保、奥田教朝などの技術者が、また実際の計画設計と事業実施では、東京の石川栄耀、山田正男、谷口成之、名古屋の田淵寿郎、竹重貞蔵などの技術者が大いに活躍し、復興の計画そして事業を推進した。特に東京では石川栄耀が終戦を迎える以前から復興計画について立案しており、終戦後は本格的に現在の首都東京の計画立案を行った。その計画を受け実行に移したのが、後に建設局長となった山田正男、そして区画整理部長として露天商対策を行った谷口成之であった。

3. 結び

終戦から65年、震災復興祭から50年を迎えた今日、震災復興事業によって整備された数多くの街路、駅前広場、公園といった都市基盤を我々は利用している。しかし、それらが震災復興事業によって整備されたということが認識されなくなり、人々の記憶から薄れつつあることも否めない。空襲により多くの尊い人命を失い、生活基盤である都市も破壊された混乱状況の中、将来を見越し数々の困難

表-1 終戦から一応の事業収束までの主な経緯

年月	主な経緯
1945.08	終戦
1945.11	震災復興院設立
1945.12	震災復興計画基本方針
1946.09	特別都市計画法制定
1946.10	震災復興都市指定(115都市)
1949.06	震災復興都市計画の再検討に関する基本方針 震災復興対策協議会を設置し具体に検討
1949.09	震災復興対策協議会 建設大臣へ答申:再検討5箇年計画 (事業見直しを行い1950年度より5箇年計画で事業収束へ)
1953.09	再検討5箇年計画の見直し 都市整備対策協議会を設置し具体に検討
1953.12	都市整備対策協議会 建設大臣へ再検討内容答申 (震災復興追加事業費を検討し事業収束へ)
1955.04	特別都市計画法廃止(土地区画整理法へ移行)
1955.07	震災復興追加事業費の承認 (1955年度より、3箇年、大都市は4箇年で事業実施)
1959年度	震災復興事業の一応の収束(都市改造事業へ引継ぎ)
1960.12	全国震災復興祭

表-2 石川栄耀の主な経歴⁽³⁾

年	主な経歴
1893	山形県に生まれる
1918	東京帝国大学工科土木工学科卒業
1920	都市計画地方委員会技師 名古屋地方委員会
1933	都市計画東京地方委員会
1943	東京帝国大学第二工学部講師(国土計画及び都市計画) 東京都計画局道路課長
1944	東京都計画局都市計画課長兼任
1945	歌舞伎町の設計等の指導 早稲田大学理工学部非常勤講師(都市計画)
1946	都市計画地方委員会において東京震災復興計画を説明 「新首都建設の構想」「帝都復興都市計画の復興と解説」等を報告
1948	東京都建設局長
1951	早稲田大学理工学部教授
1953	都市計画指導のため沖縄出張
1955	永眠

を乗り越えて整備された震災復興事業地区に対して、我々は敬意を払い、その苦勞を後世に継承する責務がある。

補注

(1)本稿では、1959(昭和34)年に「震災復興事業の一応の収束」との表現を用いているが、1959(昭和34)年は震災復興としての予算が締められ、残事業については、都市改造事業に引き継がれた。1959(昭和34)年時点で大都市の多くは事業収束を向かえることはできず実施され続け、東京23区は1983(昭和58)年に最後の換地処分が行われ、最終は神戸市の1999(平成11)年であり、震災復興土地区画整理事業は近年まで行われていたことから、「一応の収束」との表現としている。

(2)震災復興の特別都市計画法に対し、震災復興を目的に1924(大正13)年に制定された特別都市計画法は旧特別都市計画法と呼ばれる。

(3)中島直人・初田香成・佐野浩洋・津々見崇・西成典久:『都市計画家・石川栄耀一都市探求の軌跡』、鹿島出版会、pp.344-353、2009より作成

参考文献

- 1)建設省:『震災復興誌 第1巻 計画事業編』、(財)都市計画協会、1959
- 2)瀧本勝儀:「震災復興土地区画整理事業について」、区画整理第24巻10月号、(社)日本土地区画整理協会、pp.4-9、1981
- 3)大沢昌玄・岸井隆幸:震災復興土地区画整理事業の後世への継承に関する基礎研究、土木史研究講演集 Vol.30、pp.173-178、2010
- 4)溜水義久:「沖縄における土地区画整理事業」、区画整理第14巻11月号、(社)日本土地区画整理協会、pp.21-29、1971
- 5)「沖縄における土地区画整理事業の現況と将来」、区画整理第15巻6月号、(社)日本土地区画整理協会、pp.7-44、1972